

諏訪市 すわっこランド

指定管理業務仕様書

参考資料

令和8年8月

諏 訪 市

＜参考資料として示す項目＞

- 諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例(平成 16 年 12 月 27 日条例第 18 号)
- 諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設管理規則(平成 16 年 12 月 27 日規則第 23 号)
- 市登録備品一覧
- 市の歳入歳出
- 施設の収入及び支出の状況
- 施設の人員配置
- 中規模改修について（広報すわ R8 年 7 月号抜粋）

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例

平成16年12月27日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、温泉・温水利用型健康運動施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康増進及び福祉の向上を図るため、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設（以下「温泉・温水施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 温泉・温水施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設「すわっこランド」	諏訪市大字豊田732番地

(開館時間及び休館日)

第4条 温泉・温水施設の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 温泉・温水施設の休館日は、木曜日（木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、マレットゴルフ場は、休館日も利用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の許可等)

第5条 温泉・温水施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たり、温泉・温水施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた利用を取りやめ、又は許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉・温水施設の利用を許可しないことができる。

(1) 成人者の付添人のいない小学生及び未就学児童が利用しようとするとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 伝染性の疾病にかかっているとき。

(4) 建物及び付属設備を汚損又は毀損するおそれがあるとき。

(5) その他温泉・温水施設の管理及び運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り

消し、若しくは利用を停止し、又は許可に付した条件を変更することができる。この場合において、市長は利用者に生じた損害については、その責を負わない。

- (1) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 温泉・温水施設の管理は、指定管理者（法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を行わせる者として、市長が指定したものをいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、温泉・温水施設の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができる。

3 第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が温泉・温水施設の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が温泉・温水施設の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 温泉・温水施設の運営に関する業務
- (2) 温泉・温水施設の利用の許可に関する業務
- (3) 温泉・温水施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 温泉・温水施設の利用向上に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第8条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に対し、温泉・温水施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（賠償責任）

第14条 利用者は、故意又は過失により温泉・温水施設の建物及び付属設備を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年諏訪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月27日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請がなされた諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月16日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（すわっこランド運営委員会の委員の任期）

2 この条例の施行の日の前日においてすわっこランド運営委員会の委員である者の任期は、この条例による改正前の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例第12条の規定にかかわらず、その日に満了する。

（諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年諏訪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月18日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例（第18条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の利用に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日条例第1号抄）
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(使用料等に関する経過措置)
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用に係る使用料等について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(回数券等に関する経過措置)

- 6 第11条の規定による改正前の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例別表の規定により発行された回数券、個人定期券、法人定期券及びマレットゴルフ場1年定期券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

附 則（令和8年6月12日条例第20号）
(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(使用料に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(回数券等に関する経過措置)

- 3 この条例による改正前の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例別表の規定により発行された回数券、個人定期券、法人定期券及びマレットゴルフ場1年定期券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

別表（第8条関係）

区分			使用料
1回券	おとな	平日（特定日を除く。）	950円
		土曜日、日曜日、祝日及び特定日	1,200
	こども	平日（特定日を除く。）	470
		土曜日、日曜日、祝日及び特定日	600
回数券（6枚綴）	おとな		4,750

		こども		2,350
		障がい者等		4,200
団体券（10人以上）		おとな（1人）		780
		こども（1人）		390
		障がい者等（1人）		690
個人定期券	1年定期券	おとな		86,000
		こども		43,000
		高齢者		76,000
		障がい者等		76,000
	半年定期券	おとな		47,000
		こども		23,000
		高齢者		41,000
		障がい者等		41,000
	3月定期券	おとな		25,000
		こども		12,000
		高齢者		23,000
		障がい者等		23,000
法人定期券	1年定期券	—		120,000
専用する場合	研修室	1時間		1,500
	屋外50メートルプール	1時間、1コース	平日（特定日を除く。）	2,000
			土曜日、日曜日、祝日及び特定日	4,000
	屋内25メートルプール（3コース分に限る。）		平日（特定日を除く。）	2,000
			土曜日、日曜日、祝日及び特定日	4,000
マレットゴルフ場	1回券			200
	1年定期券			6,000

備考

- 1 「こども」とは、中学生以下の者をいい、4歳未満の者は無料とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障がい者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその介護者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者

- 4 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
をいう。
- 5 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいう。
- 6 「特定日」とは、7月1日から8月31日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日を
いう。

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設管理規則

平成16年12月27日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例（平成16年諏訪市条例第18号。以下「条例」という。）第15条の規定により、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設（以下「温泉・温水施設」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用期間及び利用時間)

第2条 温泉・温水施設の利用期間及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3条 削除

(利用の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、すわっこランド利用許可及び使用料減免申請書（様式第1号。以下「利用許可及び減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者は、次の各号に掲げる行為により、利用許可の申請に代えることができる。

- (1) 1回券を購入し、提出すること。
- (2) 回数券を購入し、提出すること。
- (3) 団体券を購入し、提出すること。
- (4) 個人定期券を購入し、提示すること。
- (5) 法人定期券を購入し、提示すること。
- (6) マレットゴルフ場1回券を購入し、提出すること。
- (7) マレットゴルフ場1年定期券を購入し、提示すること。

3 利用許可及び減免申請書は、利用しようとする日の2月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 市長は、利用申請者に対して利用の許可をしたときは、すわっこランド利用許可及び使用料減免許可書（様式第2号。以下「利用及び減免許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項に規定する利用申請者に、利用の許可をしたときは、利用及び減免許可書は交付しないものとする。

(利用の取りやめ及び変更の届出)

第6条 条例第5条第1項の規定により許可を受けて温泉・温水施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた利用を取りやめ、又は変更しようとするときは、当該利用期日前3日までに、すわっこランド利用取りやめ・変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用の方法及び利用の延長)

第7条 利用者は、許可を受けて温泉・温水施設を利用する際に、市長に利用及び減免許

可書を提示しなければならない。ただし、第4条第2項に規定する者については、この限りでない。

- 2 利用者は、利用の許可を受けた時間内に限り温泉・温水施設及び附属設備を利用できるものとし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、温泉・温水施設の管理及び運営に支障がない場合に限り、利用の延長を認めることができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可のない施設及び附属設備（備品を含む。以下同じ。）を利用しないこと。
- (2) 館内において他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 温泉・温水施設の建物及び附属設備を毀損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 備品を温泉・温水施設の外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長の指示に従うこと。

(入館の制限)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉・温水施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 温泉・温水施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、第4条第2項第2号に規定する回数券に係る利用の権利については、この限りでない。

(利用後の処理)

第11条 研修室又はプールを専用した利用者は、その利用を終了したときは、利用した設備を清掃し、及び整理し、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の減免等)

第12条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下「使用料減免申請者」という。）は、利用の申請の際に利用許可及び減免申請書に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、使用料の減免の可否を決定し、利用及び減免許可書を使用料減免申請者に交付するものとする。

(使用料の還付申請)

第13条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、すわっこランド使用料還付申請書（様式第4号）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、使用料を還付することの可否及び還付する額を決定し、その額を還付するものとする。

(指定管理者による管理)

第14条 条例第11条第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あ

らかじめ市長の承認を得て温泉・温水施設の利用期間及び利用時間を変更し、又は別に定めることができる。

- 2 条例第11条第1項の規定により温泉・温水施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第1項の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項の規定中「を購入し」とあるのは「として指定管理者が定める券を購入し」と、同条第3項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第9条まで及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項の規定中「第9条」とあるのは「第13条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項の規定中「第10条ただし書」とあるのは「第13条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「諏訪市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、温泉・温水施設の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月16日規則第23号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月12日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設管理規則様式第1号及び様式第2号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設管理規則様式第1号及び様式第2号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕

って使用することができる。

別表（第2条関係）

利用区分	利用期間	利用時間	
		開始	終了
健康チェックロビー・トレーニングルーム	通年	午前10時	午後9時
屋内プール・プール附属施設			
研修室			
飲食コーナー		午前11時	午後8時30分
屋外プール	6月1日から9月30日まで	午前10時	午後8時
マレットゴルフ場	通年	午前5時	午後7時
上記以外の施設及び設備	通年	午前10時	午後10時

様式第1号(第4条、第12条関係)

すわっこランド利用許可及び使用料減免申請書(兼徴収簿)					受付番号
年 月 日 (宛先)諏訪市長		申 請 者		住所(所在地) 氏名(団体名)	
利用年月日	年 月 日		利用責任者	氏 名 連絡先 電話() —	
利 用 目 的	(内容)				
利 用 人 員	おとな 人	こども 人	高齢者 人	障がい者等 人	計 人
利 用 区 分		利 用 (期 間) 時 間		使 用 料	備 考
1 回 券		～		円	
回 数 券		～			6枚綴
団 体 券		～			10人以上
個 人 定 期 券		～			1年、半年又は3月
法 人 定 期 券		～			1年
専 用 す る 場 合	研 修 室	～			
	屋外50メートルプール	～			
	屋内25メートルプール (3コース分に限る。)	～			
マ レ ッ ト ゴ ル フ 場		～			
計					
※決 定		許可する 許可しない			
減免理由					
※決 定		減免する 減免しない			減免額 円

様式第2号(第5条、第7条、第12条関係)

すわっこランド利用許可及び使用料減免許可書					許可番号	調定番号
年 月 日 諏訪市長			申 請 者	住 所 (所在地) 氏 名 (団体名)		
利用年月日	年 月 日		利用責任者	氏 名 連 絡 先 電話() —		
利 用 目 的	(内容)					
利 用 人 員	おとな 人	こども 人	高齢者 人	障がい者等 人	計 人	
利 用 区 分		利 用 (期 間) 時 間		使 用 料		備 考
1 回 券		～		円		
回 数 券		～				6枚綴
団 体 券		～				10人以上
個 人 定 期 券		～				1年、半年又は3月
法 人 定 期 券		～				1年
専 用 す る 場 合	研 修 室		～			
	屋外50メートルプール		～			
	屋内25メートルプール (3コース分に限る。)		～			
マ レ ッ ト ゴ ル フ 場		～				
計						領収日付印
※決 定		許可する 許可しない				
減免理由						
※決 定		減免する 減免しない				減免額 円

様式第3号 (第6条関係)

すわっこランド利用取りやめ・変更届			許可番号
年 月 日 (宛先) 諏訪市長	申 請 者	住 所 (所在地) 氏 名 (団体名)	
	利 用 責 任 者	氏 名 連 絡 先 電話() —	
利 用 目 的	(内容)		
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 月 日 () 時 分		
取りやめ・変更	理由	(使用料納入済年月日 年 月 日) (調定番号)	
備考			

[illegible]

市登録備品一覧

No	物品名	数量	使用場所
1	屋内用時計	1	
2	屋外用時計	1	
3	三菱ミニキャブバン	1	
4	ステンレス棚	1	
5	ベンチ	1	屋外ポーチ
6	パーテーション	1	職員休憩室
7	スタート台	1	プール
8	スタート台	1	プール
9	スタート台	1	プール
10	スタート台	1	プール
11	スタート台	1	プール
12	スタート台	1	プール
13	スタート台	1	プール
14	スタート台	1	プール
15	スタート台	1	プール
16	スタート台	1	プール
17	スタート台	1	プール
18	スタート台	1	プール
19	スタート台	1	プール
20	スタート台	1	プール
21	スタート台	1	プール
22	スタート台	1	プール
23	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
24	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
25	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
26	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
27	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
28	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
29	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
30	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
31	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
32	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
33	コースロープ巻き取り機	1	50mプール
34	食器戸棚	1	食堂厨房
35	台付シンク	1	食堂厨房
36	自動洗米機付炊飯器	1	食堂厨房
37	戸棚	1	食堂厨房
38	包丁・まな板殺菌庫	1	食堂厨房
39	電子レンジ	1	食堂厨房
40	フライヤー	1	食堂厨房
41	ガステーブル	1	食堂厨房

42	吊戸棚	1	食堂厨房
43	ドリンクテーブル	1	食堂厨房
44	電子レンジ	1	食堂厨房
45	ホットフードユニット	1	食堂厨房
46	食器ディスペンサー付台	1	食堂厨房
47	ソイルドテーブル	1	食堂厨房
48	熱風消毒保管庫	1	食堂厨房
49	トレイディスペンサー	1	食堂厨房
50	トレイディスペンサー	1	食堂厨房
51	トレイディスペンサー	1	食堂厨房
52	トレイディスペンサー	1	食堂厨房
53	冷水器	1	食堂厨房
54	システムアンプ	1	研修室
55	ワイヤレスチューナー	1	研修室
56	電話交換機	1	
57	液晶貴重品保管庫	1	エントランス
58	10人用ロッカー	1	更衣室
59	10人用ロッカー	1	更衣室
60	10人用ロッカー	1	更衣室
61	10人用ロッカー	1	更衣室
62	10人用ロッカー	1	更衣室
63	10人用ロッカー	1	更衣室
64	10人用ロッカー	1	更衣室
65	10人用ロッカー	1	更衣室
66	10人用ロッカー	1	更衣室
67	10人用ロッカー	1	更衣室
68	10人用ロッカー	1	更衣室
69	10人用ロッカー	1	更衣室
70	10人用ロッカー	1	更衣室
71	10人用ロッカー	1	更衣室
72	10人用ロッカー	1	更衣室
73	10人用ロッカー	1	更衣室
74	10人用ロッカー	1	更衣室
75	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
76	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
77	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
78	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
79	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
80	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
81	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
82	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
83	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室
84	6人用ロッカー	1	風呂脱衣室

85	競泳用自動審判計時装置	1	
86	幼児用遊び場	1	休憩室
87	スパレジオ（塩素薬剤）注入装置	1	
88	アブダクター・トレーニングマシーン	1	トレーニングルーム
89	コンプレッサー・トレーニングマシーン	1	トレーニングルーム
90	乗用芝刈機	1	マレットゴルフ場
91	草刈機	1	マレットゴルフ場
92	草刈機	1	マレットゴルフ場
93	液晶貴重品保管庫	1	
94	テレビ台	1	
95	エントランスチェア	1	エントランス
96	エントランスチェア	1	エントランス
97	カウンターテーブル	1	トレーニングルーム受付
98	キャビネット	1	トレーニングルーム受付
99	ベンチ	1	男子更衣室
100	ベンチ	1	男子更衣室
101	ベンチ	1	男子更衣室
102	ベンチ	1	男子更衣室
103	ベンチ	1	女子更衣室
104	ベンチ	1	女子更衣室
105	ベンチ	1	女子更衣室
106	ベンチ	1	女子更衣室
107	ベンチ	1	女子更衣室
108	ベンチ	1	女子更衣室
109	ベンチ	1	プールロビー自販機コーナー
110	ベンチ	1	プールロビー自販機コーナー
111	ベンチ	1	2階待合ホール
112	ベンチ	1	2階待合ホール
113	ベンチ	1	2階待合ホール
114	ベンチ	1	2階待合ホール
115	ベンチ	1	リラックスギャラリー
116	ベンチ	1	リラックスギャラリー
117	ベンチ	1	リラックスギャラリー
118	折りたたみ販売台	1	外物置
119	クロームダンベルセット	1	トレーニングルーム
120	丸椅子	1	プールロビー
121	表彰台	1	プール
122	担架	1	プール
123	手動式プールクリーナー	1	プール
124	金庫	1	事務室
125	磁気活性水装置	1	
126	磁気活性水装置	1	
127	配水管掃除機	1	

128	ローパーテーション 一式	1	トレーニングルーム
129	屋根	1	マレットゴルフ場
130	施設名称看板	1	
131	物置	1	マレットゴルフ場
132	コースロープ	1	屋外50mプール
133	ミッドロー／ラットプル	1	トレーニングルーム
134	プール水中清掃用ロボット	1	屋内25mプール
135	コースロープ	1	屋外50mプール
136	コースロープ	1	屋外50mプール
137	コースロープ	1	屋外50mプール
138	コースロープ	1	屋外50mプール
139	コースロープ	1	屋外50mプール
140	アップライトバイク	1	トレーニングルーム
141	リカンベントバイク	1	トレーニングルーム
142	コースロープ	1	屋外50mプール
143	コースロープ	1	屋外50mプール
144	コースロープ	1	屋外50mプール
145	コースロープ	1	屋外50mプール
146	自走式ランニングマシン	1	トレーニングルーム
147	涼厨角槽型ゆで麺機	1	食堂厨房
148	競泳用自動審判計時システム用端末一式	1	
149	アブドミナルマシン	1	トレーニングルーム
150	バーチカルチェストマシン	1	トレーニングルーム
151	トレッドミル	1	トレーニングルーム
152	トレッドミル	1	トレーニングルーム
153	バイク	1	トレーニングルーム
154	レッグエクステンション	1	トレーニングルーム
155	シーテッドレッグカール	1	トレーニングルーム
156	トレッドミル	1	トレーニングルーム
157	アップライトバイク	1	トレーニングルーム
158	リカンベントバイク	1	トレーニングルーム
159	残留塩素計	1	食堂厨房
160	防犯カメラシステム	1	
161	ゆで麺機	1	食堂厨房
162	小型紙幣両替機	1	2階浴室前
163	小型紙幣両替機	1	1階更衣室前
164	アップライトバイク	1	トレーニングルーム

市の歳入歳出

(税込)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)
歳入	市債	16,200,000	市債	8,900,000	市債	10,000,000	市債	7,100,000
	地方創生臨時交付金	25,000,000	地方創生臨時交付金	7,219,000			物価高騰対応重点支援交付金	2,927,338
	計	41,200,000	計	16,119,000	計	10,000,000	計	10,027,338
歳出	指定管理料	69,540,900	指定管理料	64,480,900	指定管理料	61,770,500	指定管理料	61,792,738
	施設整備事業費	18,202,800	施設整備事業費	10,058,400	各種業務委託料	3,080,000	施設整備事業費	8,175,805
	補助金	25,000,000	補助金	7,219,000	施設整備事業費	11,241,340	各種業務委託料	8,646,000
	損失補てん金（前指定管理者へ支払）	34,040,534	借上料	1,589,280	借上料	4,388,912	借上料	4,886,640
			備品購入費	352,000	備品購入費	1,447,050	損失補てん	7,342,009
							報償費	99,200
							各種調査委託料	660,000
	計	146,784,234	計	83,699,580	計	81,927,802	計	91,602,392

施設の収入及び支出の状況

(税抜き)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入	項 目	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
	施設売上高	75,235	83,486	89,203	93,195
	飲食売上 (商品含む)	23,977	28,707	31,154	34,226
	イベント売上高	7,080	7,180	7,960	7,343
	その他売上高	2,415	3,130	4,120	5,015
	指定管理料	63,219	58,619	56,155	56,175
	補助金	25,000	7,219	0	0
	計	196,926	188,341	188,592	195,954
支 出	直接費	12,350	14,544	16,409	17,197
	販売費	11,435	8,028	9,108	7,384
	人件費	75,894	69,572	74,643	73,145
	事務費	1,029	13,335	12,667	16,660
	施設変動費	77,411	67,123	75,263	64,519
	うち、水道光熱費 (電気熱源)	47,669	34,440	38,743	35,204
	うち、水道光熱費 (上下水道)	25,524	25,999	31,930	24,518
	施設固定費	14,819	13,360	13,213	12,522
	その他費用	20	28	60	71
	本社経費	9,057	8,933	8,899	10,002
	計	202,015	194,923	210,262	201,500
損益		▲ 5,089	▲ 6,582	▲ 21,670	▲ 5,546

※100円単位は四捨五入処理にて表記

施設の人員配置（参考）

職種又は業務名	人数（人）
総括責任者	1
副総括責任者	1
受付職員	7
ジム責任者	1
ジム副責任者	1
ジム職員	4
プール監視 通常期配置箇所 責任者 1 箇所 監視補助 2 箇所	10
プール監視 繁忙期配置箇所 責任者 2 箇所 監視補助 5 箇所	26
厨房職員	9
機械・設備・清掃職員	15
合計（通常期）	49
合計（繁忙期）	65

施設長寿命化のための中規模改修工事

すわっこランドの浴室を リニューアルします！

～基本設計業務が完了しました～



すわっこランドは、平成17年の開館以来、これまでに55万人を超える利用があり、多くのみなさんに親しまれてきました。しかし、開館から20年以上経過し、外壁や浴室、設備の老朽化が進み、改修が必要であることから、市は施設の長寿命化を図るため、中規模改修工事を実施します。特に、浴室については、漏水防止の改修に併せて、利用者のみなさんにこれまで以上に満足していただけるように、リニューアル改修を行います。

諏訪の景色を感じながらくつろげる空間へ

プロポーザル方式により
設計事業者を選定しました。

設計コンセプトは、「日常的なくつろぎの場」と「諏訪を感じられる非日常の場」となる空間の創出です。

地域のみなさんにとっては、仕事帰りや日常のリフレッシュに気軽に立ち寄れる癒やしの場として、また、観光などで諏訪を訪れたみなさんにとっては、諏訪湖や山並みを感じながらゆったりと過ごせる魅力的な空間を目指します。

こんな空間に生まれ変わります



浴室イメージ



浴室イメージ

※改修の詳細は、すわっこランド館内に掲示します。

リニューアルのポイント



もっと使いやすく快適に

浴槽の配置を見直し、ゆとりある空間に。脱衣室や洗い場の配置を改善し、使いやすさを高めます。



安心して利用できる施設へ

滑りにくい床材や、浴槽への手すりを設置し、安心して利用できる環境を整えます。



維持管理しやすい施設へ

清掃しやすい構造とするほか、設備の更新や維持管理コストを減らし、長期間の安定運営を可能とします。



改修費用を抑えた計画

既存の構造を生かし、工事を最小限に抑えることで、改修費用の低減を図ります。

改修の内容(主なもの)

浴室改修、外壁改修、電気・機械設備の部分的な更新など
※必要な改修内容のうち、緊急性が高く、休館が必要となるものを中心に実施します。

今後のスケジュール(予定)

令和8年度

実施設計

令和9年9月～

改修工事開始

令和10年4月～

✨／リニューアルオープン／✨

※工事期間中は全館休館となる予定です。

改修は、上記のスケジュールで進んでいく予定です。

進捗状況については、今後、広報すわや市ホームページなどでお知らせします。